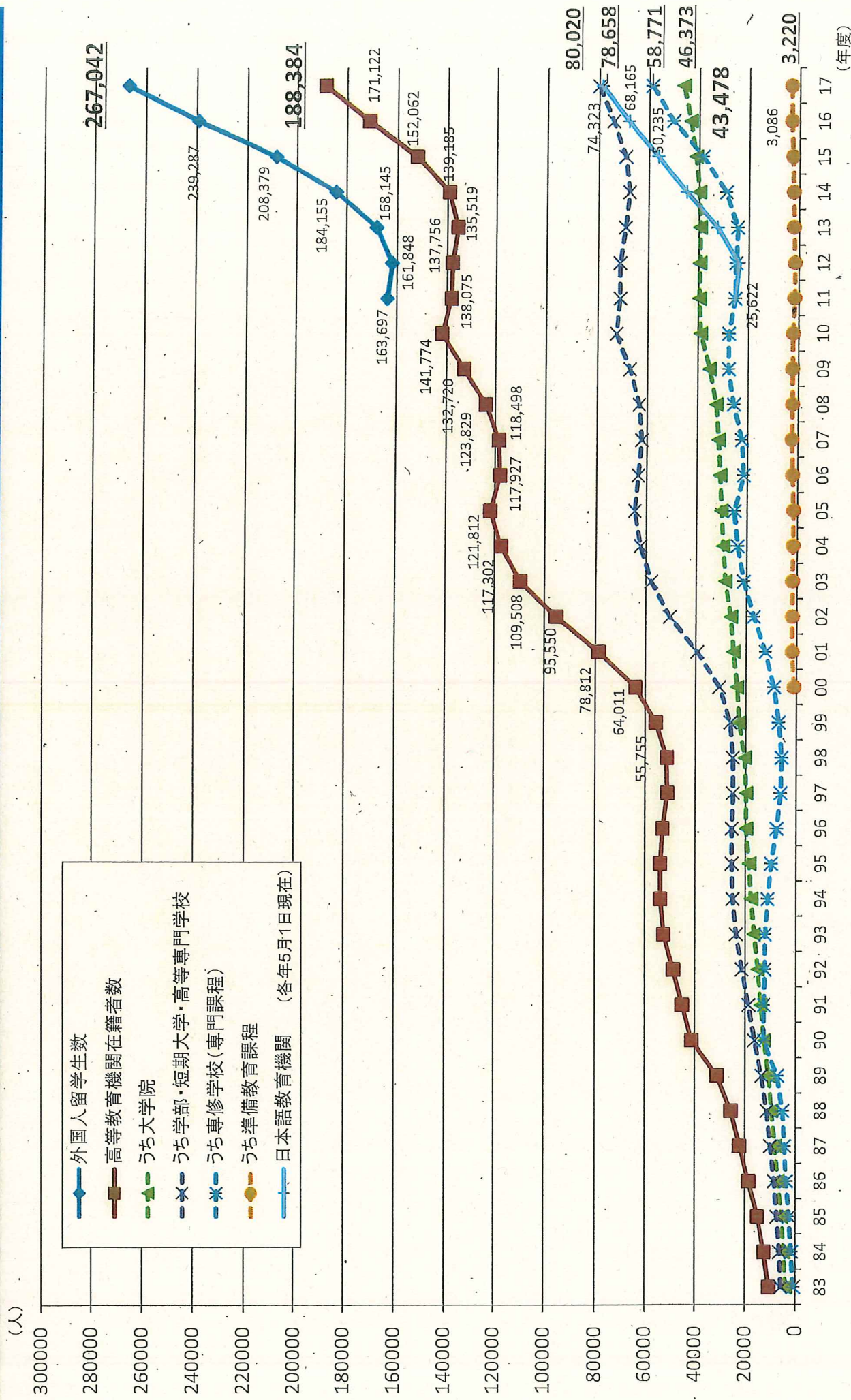


学校種別・外国人留学生数推移



※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」 2018年11月15日 参院法務委員会提出資料 出典：文部科学省提出資料 日本共産党 仁比聡平

○地方別・都道府県別留学生数

(人)

地方名	留学生数	構成比	都道府県	留学生数		地方名	留学生数	構成比	都道府県	留学生数	
北海道	3,454 (3,241)	1.3% (1.4%)	北海道	3,454	(3,241)	近畿	45,526 (40,395)	17.0% (16.9%)	三重	1,208	(1,019)
									滋賀	433	(412)
東北	6,041 (5,892)	2.3% (2.5%)	青森	330	(312)	中国	10,108 (9,083)	3.8% (3.8%)	京都	11,219	(10,553)
			岩手	315	(316)				大阪	21,683	(18,411)
			宮城	3,975	(3,875)				兵庫	9,398	(8,485)
			秋田	431	(456)				奈良	1,216	(1,157)
			山形	265	(261)				和歌山	369	(358)
			福島	725	(672)				鳥取	207	(191)
											島根
関東	149,815 (132,927)	56.1% (55.6%)	茨城	5,547	(5,823)	四国	1,601 (1,613)	0.6% (0.7%)	岡山	3,070	(2,929)
			栃木	3,019	(2,635)				広島	4,089	(3,515)
			群馬	6,087	(4,289)				山口	2,473	(2,205)
			埼玉	10,340	(8,754)				徳島	375	(328)
			千葉	11,550	(10,144)				香川	476	(518)
			東京	103,456	(92,534)				愛媛	538	(544)
			神奈川	9,816	(8,748)				高知	212	(223)
中部	21,884 (19,844)	8.2% (8.3%)	新潟	2,266	(2,063)	九州	28,613 (26,292)	10.7% (11.0%)	福岡	17,519	(15,755)
			富山	658	(623)				佐賀	646	(546)
			石川	1,919	(1,756)				長崎	1,914	(1,765)
			福井	412	(342)				熊本	1,114	(986)
			山梨	1,042	(970)				大分	3,630	(3,635)
			長野	1,518	(1,392)				宮崎	500	(422)
			岐阜	1,952	(1,725)				鹿児島	1,075	(1,005)
			静岡	2,780	(2,332)				沖縄	2,215	(2,178)
			愛知	9,337	(8,641)				計	267,042	100.0%
											(239,287)

()内は平成28年5月1日現在の数

※大学の学部等が複数の都道府県に所在している場合、事務局本部が所在する都道府県にまとめて集計している。

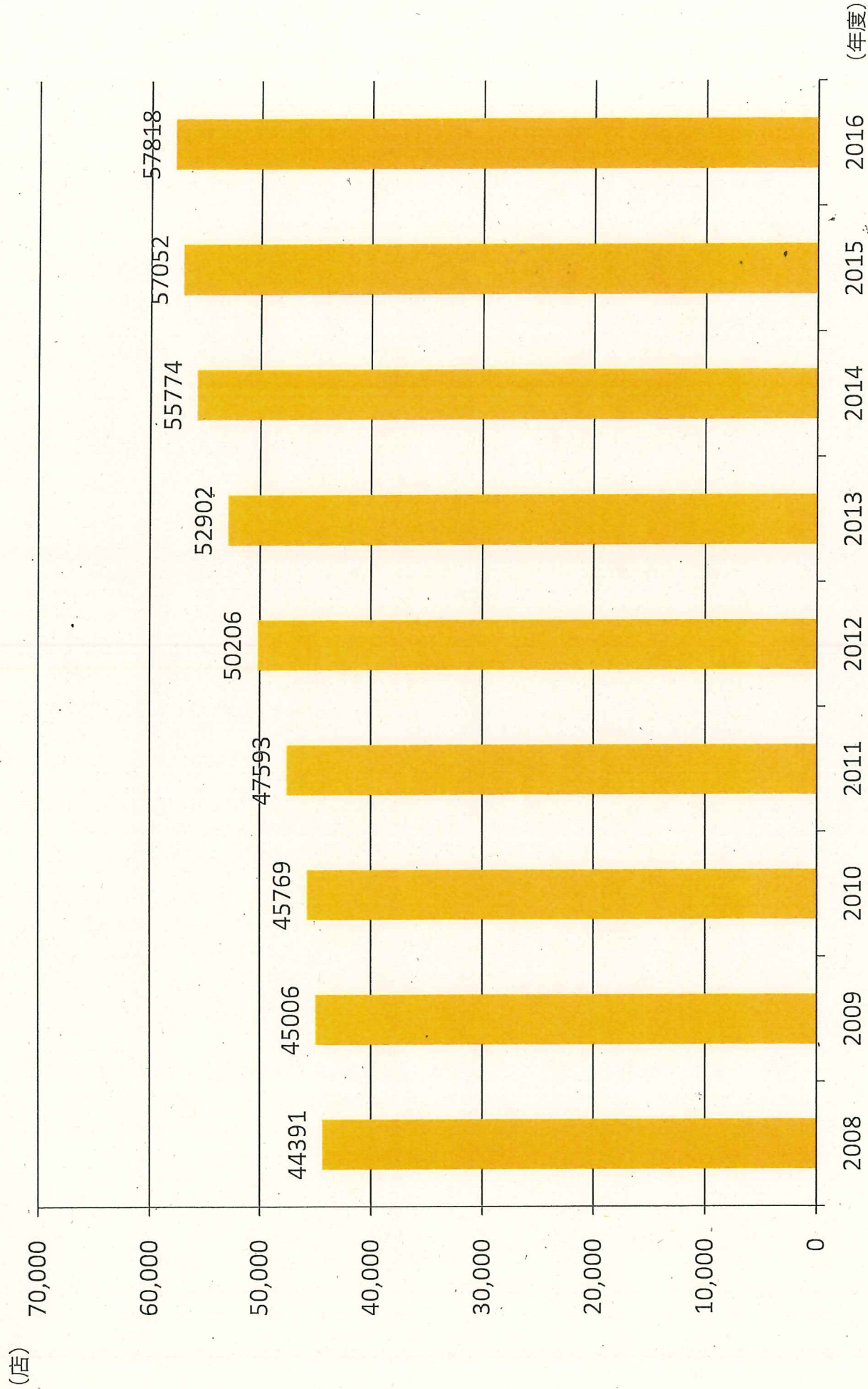
我が国における外国人労働者数の推移

○我が国における直近外国人労働者数は、急速に増加し、昨年には、128万人(対前年比18%増)。



※ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

コンビニエンスストアの店舗数



平成25年-平成29年入管法違反検挙件数・人員

		合計	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	検挙件数	19,919	3,773	4,531	3,491	3,713	4,411
	検挙人員	16,871	3,430	4,126	2,824	2,979	3,512
留学	検挙件数	4,236	851	1,087	663	751	884
	検挙人員	3,388	792	1,009	456	533	598

備考（資料2）

日本語学校等の受入れ機関及び留学生の出入国に関与した者については、個別の統計がないため、在留資格「留学」の者の入管法違反検挙件数、人員について資料を作成しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY, JAPAN

外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知)

28高学留第49号
平成29年3月28日

各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長 殿

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
井上諭一

外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)

文部科学省では、外国人留学生の受入れ推進を図るため、従来、各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校(以下「各大学等」という。)において外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求めています。一部の大学等では受け入れた留学生が所在不明となったり、各種犯罪に関与したりするなど、真に修学を目的とした留学生の受入れと留学生に対して適切な指導を行うことが課題となっています。

ついては、各大学等においては、下記の事項に十分留意され、外国人留学生の受入れ及び在籍管理等の徹底を適切に行っていただくようお願いします。

記

1 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について

外国人留学生の入学者選抜に当たっては、「平成29年度大学入学選抜実施要項について(通知)」(平成28年5月31日付け高等教育局長通知)において、「真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する」ことをお願いしているところです。

各大学等においては、学生数の確保という観点で安易に留学生を受け入れることは厳に慎むとともに、入学志願者の能力・意欲・適正等を適切に判定することが重要です。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人(日本学生支援機構)が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を活用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望まれます。

あわせて、入学を許可して受け入れた外国人留学生については、自ら責任を持って在籍の管理を行う必要があります。

各留学生について、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学等、適切な対応をお願いします。

退学等の処分を行い、学生が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、その学生が確実に帰国するよう大学が責任を持って適切な対応をお願いします。

また、大学に設置される留学生向けの別科については、各大学が自らの責任において、大学設置基準や日本語教育機関の告示基準等を参考にしながら、留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等を行う必要があります。

さらに、研究生や聴講生といった入学定員の設定がない、いわゆる非正規生については、学生数の確保という観点のみで受け入れると、無秩序な規模の受入れとなる恐れもあることから、各大学においては、規模も含めた適切な受入れ及び在籍管理の徹底等をお願いします。

2 留学生の卒業後等における教育機関の取組等について

「留学生30万人計画」の実現に向けて、関係省庁が連携して様々な取組を行っていますが、留学生の増加によって不法残留者が増加することにならないよう、法務省入国管理局において、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて、「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」(平成27年1月法務省入国管理局)(別添)が整理され示されました。

引き続き、留学生を受け入れている各大学等においては、法務省入国管理局が整理した内容に基づき、留学生が卒業等した場合の在留資格関係手続や所在不明となった留学生の届け出が実施されるよう、適切な対応をお願いします。

3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について

各大学等の外国人留学生の退学者・除籍者・所在不明者の文部科学省への定期報告については、「外国人留学生の適切な受入れ及び外国人留学生の在籍管理等について(通知)」(平成27年1月30日付け26高学留第53号)により、御協力をお願いしているところですが、今後は本通知に基づき、各大学等においては、前月

中に退学(転校・転学を含む。)、除籍又は所在不明となった者を毎月10日までに、別紙様式「退学者等名簿」により、文部科学省高等教育局学生・留学生課宛てに電子メール又は郵便(FAXは不可)により報告してください。退学者等がない場合はその旨を報告する必要はありません。

電子メールによる提出の注意点

- ・件名及び添付ファイル名の具体例:【退学者名簿】文科大学3月分
- ・添付ファイルには任意のパスワードを付し、毎回、別メールでお知らせください。

なお、文部科学省では、上記の定期報告のほか、教育機関において外国人留学生の不法残留事案が発生した場合の再発防止の観点から、法務省より法令の範囲内で情報提供を受け、不法残留者が一定数以上発生した大学等に対してヒアリングを実施し、当該情報を提供するとともに不法残留者の発生要因の分析及び対策を講ずるよう要請しています。

📎 [\(別添\)「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」\(平成27年1月法務省入国管理局\)](#)

📎 [\(別紙様式\)退学者等名簿 \(Excel:25KB\)](#) 📎

お問合せ先

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

電話番号:03-5253-4111(内3359)

メールアドレス:ryuugaku@mext.go.jp

Microsoft® Office
Excel Viewer 2003
ダウンロードページへ

▶ Excel形式のファイルを御覧いただく場合には、Microsoft Excelが必要です。

Microsoft Excelをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(学生・留学生課)

— 登録:平成24年09月 —

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)

- ・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
- ・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

注意!

事業主も処罰の対象となります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」
⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした者⇒30万円以下の罰金

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方入国管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には**在留カードを確認**してください!

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については裏面「※ 在留カードを所持してなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

外国人を雇用した時は…。

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられている事業主の方は、外国人（「特別永住者」、「外交」及び「公用」は除く。）を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。この場合は、入国管理局への届出は不要です。

ハローワークへの届出が義務づけられていない事業主の方は、就労資格（「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能実習」を除く。）をもって中長期間在留する外国人を雇用した場合やこれらの者が離職した場合は、入国管理局へ届出をしてください。



法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>

ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
 - ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
- (②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。)

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。



失効した在留カード等の番号を確認することができます。

入国管理局ホームページ上では、失効した在留カード及び特別永住者証明書(以下、「在留カード等」といいます。)の番号を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないか又は有効でないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、照会ページ下段に掲載されている「在留カード等の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもご確認ください。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方入国管理局にお問合せください。

在留カード等番号失効情報照会ページ <https://lapse-immi.moj.go.jp/>



ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント1で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
 - ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
- (②については資格外活動許可書を確認してください。)

※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

※ 仮放免許可書の裏面に就労禁止の条件が記載されている方も就労することはできません。

仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動を禁止」と条件が付されている場合は、就労することができません。また、同許可書にこの条件が付されていない場合であっても、就労可能な在留カードを所持している方を除き就労することはできません。これらの者を雇用した場合、事業主も処罰の対象となることがありますので、注意してください。

【お問合せはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日8:30~17:15)
 TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは03-5796-7112)
 又は最寄りの地方入国管理局にお問合せください。

資料（在留資格別難民認定申請数の推移）

○平成25年～平成29年

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	対前年 増減率	申請数全体に 占める割合
正規		2,404	4,134	6,394	9,702	18,716	92.9%	95.3%
在留資格	短期滞在	1,351	1,813	2,882	5,395	11,323	109.9%	57.7%
	技能実習	118	414	731	1,106	3,037	174.6%	15.5%
	留学	197	696	1,413	1,399	2,036	45.5%	10.4%
	特定活動 (出国準備期間)(注1)	-	-	-	436	1,018	133.5%	5.2%
	特定活動 (難民認定申請中)	376	628	849	784	706	-9.9%	3.6%
	その他	362	580	519	582	596	2.4%	3.0%
非正規(注2)		856	866	1,192	1,199	913	-23.9%	4.7%
総数		3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	80.1%	100.0%

○平成29年上半期と平成30年上半期

		平成29年上半期	平成30年上半期	増減率(上半期)
正規		8,040	5,383	-33%
在留資格	短期滞在	4,700	3,475	-26%
	技能実習	1,216	764	-37%
	留学	1,106	356	-68%
	特定活動(出国準備期間)	385	446	16%
	特定活動(難民認定申請中)	325	153	-53%
	その他	308	189	-39%
非正規		521	203	-61%
総数		8,561	5,586	-35%

(注1)「特定活動(出国準備期間)」については、平成25年から平成27年までは未集計のため、「その他」に含まれています。

(注2)「非正規」は在留許可を有していない外国人を指します。